

業務執行理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「本協会」という。）における業務執行理事会の運営に関し必要な事項を定め、業務執行理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成および権限)

第2条 業務執行理事会は、本協会の会長（以下「会長」という。）、専務理事および業務執行理事で構成する。なお会長は案件ごとに業務執行理事以外の理事またはその他の者を業務執行理事会に出席させることができるものとする。

2 業務執行理事会は理事会から委譲された項目について決議する。決議する項目は別表Iに記載のとおりとする。加えて、理事会において都度委譲されたものを決議する。なお業務執行理事会で決議された事項については、次回理事会において報告されるものとする。

3 事務局長は業務執行理事会に陪席し、意見を述べ、質疑に応じなければならない。ただし議決権は有さない。

4 本協会の事務局職員は、会議を補助するため、議長の許可を受けて業務執行理事会に陪席することができる。また、必要に応じその意見を述べまたは説明することができる。

(業務執行理事会の開催)

第3条 業務執行理事会は、原則として週1回開催し、また会長が必要と認めたときにその都度開催する。

(招集)

第4条 業務執行理事会は、会長が招集する。

(議長)

第5条 業務執行理事会の議長は、会長がこれを務める。ただし、会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、当該業務執行理事会に出席した専務理事、業務執行理事の順序で議長を務める。

2 業務執行理事会の会議の目的事項について議長が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、前項の規定に準じて、専務理事、業務執行理事の順序で議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第6条 業務執行理事会の決議は、構成員（決議について特別の利害関係を有する者を除く。）の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合においては、議長は、業務執行理事会の決議に理事として加わることはできない。
- 3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、理事が業務執行理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき業務執行理事全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の業務執行理事会の決議があったものとみなす。
- 5 決議に係る出席理事の賛否の意思表示は、挙手または記名式投票の何れかによるものとする。

(事後承認)

第7条 会長は、業務執行理事会の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、業務執行理事会に付議できないときは、業務執行理事会の決議を経ずに業務を執行することができる。ただし、この場合にあっては、会長は、次の業務執行理事会に付議し承認を得なければならない。

(議事録)

第8条 業務執行理事会の議事（決議事項がある場合に限る。）については、議事録を作成する。

- 2 議事録は書面または電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。
- 3 決議の結果については、賛成および反対の各理事の数を記載する。
- 4 決議について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名と決議事項を議事録に記載する。
- 5 当該業務執行理事会に出席した者は議事録に記名押印または電子署名をしなければならない。
- 6 議事録は、10年間、本協会の主たる事務所に備え置かなければならない。

(本規程の変更)

第9条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

(附則)

- 1 この規程は2018年9月4日から施行する。
- 2 この規程は2025年5月26日から施行する。

別表I「業務執行理事会の決議事項」

	決議事項
理事会からの既権限委譲事項	
1	組織・役職名称の変更に伴う規程の改定（全規程）
2	加盟団体法人化等による団体名称変更に伴う加盟団体規程の改定
3	委員会の委員の選任
業務執行理事会での決議事項	
4	名刺支給対象者の決定
5	事務局職員の人事評価
6	事務局内のグループを除くチーム以下組織の改編
7	ブロック理事長会からの提言事項の精査
8	チームダイレクターの選任